

山梨県公報

号外第三十八号

平成二十五年

六月二十一日

金 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に基づく措置状況……………

監査委員

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十一日

山梨県監査委員	芦 沢 幸 彦
同	中 村 孝 元
同	中 村 正 則
同	河 西 敏 郎

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成25年3月5日発行(山梨県公報号外第十二号)山梨県監査委員告示第四号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	山梨県土地開発公社
所 管 部 局	企画県民部
監 査 実 施 日	平成24年10月4日、11月16日
監 査 の 結 果	詳じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項)

- 消防学校整備事業に係る造成設計業務等委託契約において、支出負担行為では前金払不適用となっていたが、契約書は前金払30%以内となっていた。前払いはされなかったが、施行案と契約内容が相違していた。
- 当該業務は終了しているため、契約書の修正等ができないが、今後は、適正に処理する。

- 納期限が到来しても回収されない長期の事業未収金があった。
大月分譲地売却代 502,274,697円
- 平成25年4月25日に全額を回収した。

- 業務方法書第9条第1項に、「公社の業務執行に必要な資金の借入限度額については、毎会計年度予算で定めるものとする。」とあるが、平成23年度の会計予算書の条文において、一時借入金限度額の定めがなかった。(一時借入金限度額：16,090,000千円)
- 平成23年度のみ記載漏れであったが、平成24年度は記載されている。今後も注意して処理する。

- 山梨県との事業用地取得業務委託契約において、委託料の請求が契約書に定められている委託料の算定方法と異なっていた。また、その算定方法における消費税及び地方消費税の取扱いが不明確であった。
- 契約書で定めた委託料算定に関する条文は不十分で誤解を招くものであったが、委託料の算定方法については、契約時に本公社の事業受託要領に基づき算定することと県の担当課と確認をしておき、委託料の金額に誤りはなかった。
今後、同様の契約を行う場合には、消費税等の取扱いも含め該当条文について明確で誤解のないものとする。

- 消費税の申告漏れがあった。消費税確定申告書の課税標準となる課税売上高を4,593,857円としているが、正しくは26,836,857円である。なお、修正申告をしたところ、5,000円の延滞税が発生した。
- 修正申告をし、追加納税を行った。今後、適正に処理する。

(意見)
 公社は、平成22年度に策定された改革プランに基づき、平成23年度以降新たな事業は行わず、平成49年までに残務処理を終了し解散することとして、借入金等の計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等を行っているが、平成24年4月、公社が分譲した市川三郷町の工業団地の土地(以下「既分譲地」という。)に大量の石やれきが混入していたことが判明したため、原因究明に向けて弁護士や設計・施工の専門家等からなる調査委員会を設置した。委員会において事実関係の調査、原因等の究明が行われ、調査結果が報告された。この報告において、公社による公共残土の受け入れや設計・造成工事、造成地の管理等について問題点が指摘される一方、廃棄物投棄者、地権者が不法行為責任を追及できる可能性があることも併せて指摘された。

県においては、既分譲地の修復のための借入金6億円余と隣接した未分譲地の販売を断念しこの造成のために借り入れた借入金4億円余を合せた11億円余について、公社が自力で返済することが不可能であるとして、公社解散までの長期的な債務処理計画を見直すこととしたが、この債務処理計画は、公社が、計画的に債務を解消することを目的として策定されたものの、実質的には、自力で返済することは不可能な状態にあり、県が財政的な支援を行っている状況にある。

今回の計画の見直しにより、さらに県負担が増加することが見込まれる状況において、県の指導監督責任や公社の管理責任はもとより原因者の特定とその責任の有無など、責任の所在が明確にされないまま終息することは許されないものである。

廃棄物投棄者等については、調査報告において、不法行為責任を追及できる可能性があるとして、早急に厳正な調査を行い、その上で損害賠償の請求を行うなど適切に対処すべきである。

また、隣接する未分譲地については、公社の負債の増加を抑制するため、工業団地として販売することを断念することとしているが、県民負担の軽減を図る観点からも、債務額の縮小に資する活用策を検討する必要がある。

<p>○ 調査委員会から「公社は組織としての責任を重く受け止め、猛省すべき」との報告を受けた。 これを受け、組織のマネジメントや危機管理意識を強化するため、業務改善等再発防止策の策定を行うこととした。 具体的な対応 ・現場管理の強化 ・リスクマネジメントの改善 ・業務のマニュアル化と情報共有の徹底 ・業務報告、文書管理の徹底</p>	<p>○ 隣接の未分譲地の対応 工業団地としての販売を断念し、他の活用策を検討していくこととする。</p>
<p>○ 廃棄物投棄者等への対応 現在、顧問弁護士と協議し、検討中である。</p>	<p>○ 退職給付引当金を26,560,704円計上しているが、引当金ではなく未払金(確定債務)に計上すべきである。また、退職給付引当金が2,049,300円計上不足であった。</p>
<p>○ 山梨県からの借入金165,141,000円につき 残高証明書を入手していない。</p>	<p>○ 3月31日までは在職しており、4月1日に退職が確定となるので未払金には該当しないとして処理したが、今後職員が定年退職となるときは、関係機関等とも協議して適切に対応する。 計上不足の退職給付引当金については、平成24年度で計上して対応する。 また、次回以降の会計年度においても適切に計上していく。</p>
<p>○ 職員に対する賞与引当金は計上しているが、役員(専務理事)に対する賞与引当金が計上されていない。</p>	<p>○ 平成25年度から当該年度職務に相当する賞与相当額を引当金として計上するよう改める。</p>
<p>○ 消費税の申告漏れがあった。課税売上上げである就農施設等資金相談業務委託料(委託料収益)363,450円が、課税標準額に算入されず申告漏れとなっていた。</p>	<p>○ 平成24年12月27日に修正申告のうえ5,300円を納付済となっている。今後は細心の注意を払っての業務執行に努める。</p>
<p>○ 就農支援資金貸付金の償還金で延滞しているものが、平成23年度末で5名分6,659千円、予備監査日(平成24年8月27日)で5名分6,339千円あった。</p>	<p>○ 今後とも継続して返済させるとともに、返済額の増額と連帯保証人の返済履行を促し、回収に努めていく。</p>
<p>○ 就農支援資金貸付金の償還金の延滞に係る違約金について、平成22年度は前回の監査結果に基づき未収金に計上していたが、平成23年度は既計上額を全額取崩し、徴収の都度収益に計上する方法に変更している。当該変更は「重要な会計方針の変更」として財務諸表に注記すべきところを「引当金の計上基礎」に注記しており、変更による影響額の記載がなかった。また、変更の根拠を「農林水産省の指導通知」と注記しているが、実際には、指導通知ではなく、参考資料である「就農支援資金制度に関する一問一答集問151」に基づいて変更していた。</p>	<p>○ 今後、重要な会計方針の変更など財務諸表に注記すべき事項については、関係会計基準に則り適切に表示する。 違約金(損害賠償金)の収益計上時期については「就農支援資金制度に関する一問一答集問151」の中で農林水産省が示す考え方は、法人税法基本通達2-1-43(損害賠償金等の帰属の時期)などにも合致した合理的な収益の計上基準であり、今後とも徴収の都度収益に計上していくこととする。</p>

○ 就農支援資金免除引当金について、就農支援資金貸付金償還免除規程が平成14年3月31日に廃止されており、引当の根拠がなくなっているにもかかわらず、継続して計上している。なお、当該引当金は、平成20年度包括外部監査の監査結果に対する措置として「就農促進のための施策として貸付金の一部償還免除は今後も必要であり、平成21年度に引当金の計上基準を規定した上で必要額を計上する。」としていたものである。

○ 計上している引当金は取り崩すが、その後の対応については県と協議していく。

(意見)

公社の経営については、平成24年7月に山梨県農業振興公社改革プランが改定され、平成28年度までの5年間で計画期間とする経営計画が策定された。公社は、これまで職員体制の見直しや、人件費の削減など経営改善に向けた取り組みを進めてきた。農地保有合理化事業における長期保有農地の処分については、22年度末で全て完了し売却差損が約1億6千万円と確定した。

農地保有合理化事業については、事業量の拡大を図っているが、本県の耕作放棄農地の割合は14.7%と全国でも2番目に高い割合となっており、引き続き、耕作放棄地の解消や、周辺農地と合わせた利用促進を進めていく必要がある。

今後は、公益法人への移行に向け、一層の経営合理化を進めるとともに農地保有合理化事業や担い手育成対策事業の拡大により収益の改善を図り債務残高の縮減に努められたい。

農業振興公社では県の改革プランの改定を受けて、平成25年度から27年度までを実施期間とする農業振興公社経営計画を改革プランに基づいて策定した。

この経営計画では農地保有合理化事業の拡大と担い手の育成対策を事業の柱として具体的な取組計画を定めており、特に農地保有合理化事業については、売買及び賃借の目標数値を定めて推進する計画としている。

これら事業の積極的な実施と経営の合理化により収益を確保し、債務の返済を進めていくこととする。

監査対象団体 山梨県道路公社

所管部局 県土整備部

監査実施日 平成24年8月29日、10月19日

講じた措置 (又は今後の方針等)

(指摘事項)

○ 平成24年度会計に計上すべき資産及び費用について、平成23年度に計上していた。なお、消費税及び地方消費税について修正申告したところ、延滞税94,700円が発生した。

- 富士山有料道路の気象観測設備設置工事の完成引渡は、平成24年7月2日にもかかわらず、平成23年度決算で備品14,595,000円、修繕費(設置工事)18,399,150円を資産と費用に計上しており、消費税についても1,571,000円の過大還付請求となっている。また、工事費は修繕費ではなく固定資産の取得価額に含めるべきである。

○ 平成23年度決算の過大計上や修繕費の取扱等については、平成24年度決算において修正する。

また、今後は、消費税処理を含めた決算処理のマニュアルを定め、適正に処理する。

- 富士山五合目建物外の管理業務委託(契約期間：平成24年3月8日～平成24年9月28日)について、契約金額4,935,000円全額を当期(平成23年度)の経費に計上しており、委託料の過大計上となっている。
- 富士山五合目発電機改修工事(工期：平成24年3月5日～平成24年8月31日)について、未完成にもかかわらず、請負金額40,635,000円全額を当期(平成23年度)の修繕費に計上しており、消費税についても1,935,000円の過大還付となっている。
- 富士山五合目トイレ建物改修工事(工期：平成24年3月8日～平成24年7月31日)について、未完成にもかかわらず、請負金額95,550,000円全額を当期(平成23年度)の修繕費に計上しており、消費税についても4,550,000円の過大還付となっている。また、経費科目は修繕費でなく、資本的支出として資産計上すべきである。

(指導事項)

○ 道路公社会計規程実施細則第19条には、有料道路通行料を収納したときには、現金出納簿により、現金領収書控等の証拠書類を添付のうえ、出納員に引き渡すと規定しているが、雁坂トンネル有料道路の通行料金の収納にあたり収入調定書に証拠書類が添付されていなかった。

○ 収入調定書には、収入日計表又は現金領収書控を添付することとした。

○ 県からの一時借入金について残高証明書を入手していなかった。(一時借入金残高165,000千円)

○ 今後は県からも残高証明書を入手する。

○ 雁坂トンネル有料道路について、想定される修繕見込額270,000千円について70,614千円しか計上していないため、199,386千円の引当金が不足している。

○ 当初想定していた修繕対象の設備について、設備の縮小及び運用方針の修正を検討するとともに、設備更新の費用負担のあり方について、山梨・埼玉の両県と協議を重ねているところである。今後、検討結果を踏まえ、当公社が修繕すべき対象設備を決定した上で、不足している場合には、引当を行うこととする。

(意見)

公社の経営については、雁坂トンネル有料道路について、実働交通量と計画交通量との乖離が大きいため、平成23年12月に改定された経営計画に沿って、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めてきた。また、建設時の借入金の償還額がピークを迎えることから発生する資金不足を補う必要があり、平成24年度から

新たな経営計画に沿って、引き続き利用促進対策に積極的に取り組むとともに、維持管理費の更なる削減に努めていく。

県の長期無利子貸し付けを受け、経営改善に努めているところである。
今後とも、適切な道路管理を行う中で、経営計画の着実な実行を図りたい。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社
所 管 部 局	県土整備部
監 査 実 施 日	平成24年8月30日、10月22日
	監査の結果

講じた措置（又は今後の方針等）

○ 請負契約等において、公社と受託者との間であらかじめ協議打合せ書により協議を行っており、設計変更がある場合には公社事務決裁規程の支出負担行為の決定区分により、事務局長以上までの決裁をとることとしているが、釜無川浄化センターの設計変更に係る協議打合せ書の一部について、上記決定区分により決裁をとっていなかった。

○ No.4汚泥供給ポンプ外修繕請負契約において、契約保証金を免除していたが、契約書条項中に免除の記載がなく、執行向いに免除理由等がなかった。

○ 扶養手当において、支給始期に誤りがあり、支給不足となっていた。

○ 「桂川清流センター運転管理等業務委託契約書」の原本において、「第7条の最終行」から「第17条第1項第3号」までの条文が欠落していた。

○ 富士北麓浄化センターの「産業廃棄物処理委託契約書」において、同公社規程第77条の4に基づく違約金徴収条項、及び山梨県暴力団排除条例に基づく暴力団排除条項が記載されていなかった。

○ 下水道排水設備工事責任技術者認定事業における人件費の按分負担金確定に伴う資金移動に際し、振替伝票が起票・保管されていなかった。

○ 今後は公社事務決裁規程を遵守し、決裁をとるよう注意する。

○ 今後は契約書条項中に免除条項を記載するとともに、執行向いには免除理由を記載する。

○ 平成24年9月に不支給分の追給処理を行った。

○ 今後は契約書に欠落事項がないよう確認する。

○ 今後は契約書に違約金徴収条項及び暴力団排除条項を記載する。

○ 平成24年度より振替伝票の起票を行い、保管している。

監査対象団体	山梨県住宅供給公社
所 管 部 局	県土整備部
監 査 実 施 日	平成24年10月2日、3日、11月16日
	監査の結果

講じた措置（又は今後の方針等）

○ 四輪の自動車又は二輪車使用による通勤手当について、平成23年度から平成24年度の年度更新にあたり支給額が改定されて支給されているが、平成24年度の改定に係る認定が行われておらず、平成23年度の額の支給終期も記載されていた。（7名）

○ 持家に係る住居手当については、平成23年3月分で廃止となったが、住宅手当認定簿に支給終期の記載がなされていた。（4名）

○ 賞与引当金は、プロパー職員の分のみを計上し、専門員、非常勤嘱託、他の公社と併任している役職員の賞与引当金は計上していないため、883,971円計上不足となっている。また、プロパー職員の賞与引当金については、126,347円過大計上となっている。

○ 退職給付引当金が級号給の適用誤りにより167,684円計上不足となっている。

○ 山宮賃貸住宅の建物について借地契約の残存年数で償却しているが、償却率は計算する際に、残存年数16年11ヶ月を0.062（=1/16.11）で計算しているが、本来であれば0.059（=1/（16+11/12））で計算すべきであり、減価償却費が2,845,314円の過大計上となっている。水道、電気等設備については、建物本体と同一の残存年数で償却しているが、本来は建物本体とは区分して15年で償却すべきである。

○ 建物（山宮倉庫）及び備品について、95%まで償却しているが、公社財務規程では残存価額は備忘価額となっており、1円まで償却しなければならぬので、償却不足が115,757円発生している。

○ 県営住宅の退去修繕未収金が14,172,811円ある。公社は引当金算定の実施要領に基づき、このうち50%の貸倒引当金を計上しているが、同要領によると、家賃等の場合には、6ヶ月以上の長期滞納者については、回収不能見込額の100%を計上することとなっている。

○ 平成24年度の四輪の自動車又は二輪車使用による通勤手当支給額の改定に係る認定を行なった。平成23年度の額の支給終期を記載した。

○ 持ち家に係る住居手当についての支給終期を記載した。

○ 平成24年度決算より、適正に計上する。

○ 平成24年度決算より、適正に計上する。

○ 既に積算資料がないことから、建物と区分することは困難であるため、従来通り、建物と一体で処理することとし、過大計上については、平成24年度決算より適正に処理する。

○ 平成24年度決算より、適正に計上する。

○ 引当金算定の実施要領を改正し、平成24年度決算に計上する。

<p>過去修繕未収金は、平成16年2月～平成20年1月に発生し、退去後4年以上経過しており、平成23年度中の入金は、1件（8万円）のみで、今後の回収可能性は低い。同要領も制定後4年を経過し、現状と合致していないため、改正を行い、残り50%の貸倒引当金を追加計上すべきである。</p> <p>○ 地方住宅供給公社会計基準注解19の3において「債務保証損失引当金は、債務保証の総額から、保証債務履行により発生する求償債権のうち、主たる債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の回収見積額を控除した額に対し、主たる債務者の財政状態に対応した回収不能に伴う損失見積高を設定しなければならない。なお、当該引当金の計上については、貸倒見積高の算定に準ずることができる。」としている。償還金を延滞している者については、公社が保証債務についての履行を求められる可能性があるため、合理的な基準により債務保証損失引当金を計上する必要がある。</p>	<p>○ 引当金算定の実施要領に基づき、平成24年度決算に計上する。</p>
<p>○ 過年度（平成22年度）の未払消費税の計上不足額1,044,996円をその他経常費用の雑損失に計上しているが、前期損益修正額であり、金額も大きいことから、特別損失に計上すべきである。</p> <p>○ 平成23年度県営住宅等管理業務実施計画書及び平成23年度県営住宅等管理業務実績報告書の提出時期が遅延していた。</p>	<p>○ 今後は、適正に処理する。</p> <p>○ 今後は、期限内に提出し、遅延のないよう処理する。</p>
<p>(意見) 公社の経営については、平成22年10月に改革プランが策定され、分譲部門の廃止や県営住宅の管理代行を主体とした経営への移行が実施された。また、経営の安定化を図るための無利子貸付や分譲資産販売に伴う事業損失の補填のための補助金の導入など、県からの支援を受けながら経営改善に努めてきた。しかし、繰越欠損金の残高は36億4千万円余であり、また借入金残高も109億円余と依然として多額である。今後とも事業コストの削減や未収金の解消を図り、繰越欠損金の圧縮に努め、改革プランを着実に実行し、経営の健全化に向け努力されたい。</p>	<p>今後、事業コストの削減や未収金の回収により一層努め、当該プランの着実な実行、経営改善を図る。</p>

<p>監査対象団体 所 管 部 局 監 査 実 施 日</p>	<p>公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター 警察本部 平成24年9月6日 監査の結果</p>
<p>(指導事項) ○ 通勤手当の支給において、「常勤役員報酬規程」及び「給与支給規程」には、「通勤手当の額は一般職の山梨県職員の例によるものとする」旨規定されているが、業務執行理事（IR利用）及び事務局長（バス利用）の通勤手当額が、1ヶ月定期の金額になっていた。</p> <p>○ 保管郵便切手の期末残高が資産計上されていないかった。</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等） ○ 山梨県職員の例に従い、通勤手当を6ヶ月計算に見直し、支給額を改めた。（1124.9月支給から実施） ○ 郵便切手の期末残高については、今後確実に資産計上を行う。</p>

<p>監査対象団体 所 管 部 局 監 査 実 施 日</p>	<p>公益財団法人 山梨総合研究所 企画県民部 平成24年9月25日 監査の結果</p>
<p>(指導事項) ○ 時間外手当において、時間当たり単価の算出に用いる平成23年度中の勤務日（年度の休日一週休日一祝日法による休日一年年末年始の休日）に誤りがあり、過払いとなっていた。</p> <p>○ 雇用保険の預り金が124,938円（平成23年4月～平成24年3月分）あるが、法定福利費と相殺していなかった。</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等） ○ 予備監査時の指摘後、速やかに平成23年度の正しい勤務日数により時間当たり単価を再計算し、直近の給与計算における調整により過払いを解消した。 今後は、年度開始時に当該年度の勤務日数を遺漏なく確認のうえ、適切な手当支給に努めていく。 ○ 平成24年度決算時に確実に相殺処理を行うこととする。また、来年度以降の会計事務処理にあたっては、適切な取り扱いに努めていく。</p>

<p>監査対象団体 所 管 部 局 監 査 実 施 日</p>	<p>財団法人 山梨県環境整備事業団 森林環境部 平成24年10月12日、11月27日 監査の結果</p>
<p>(指摘事項) ○ 環境整備センター漏水検知システムの異常検知に伴う原因究明調査業務について、入札によらず、既に締結済みの山梨県環境整備センター理立等管理業務委託契約を変更契約することにより調査業務を行っていた。そのため変更契約が複数回に及び、最終契約額は当初契約額の4倍近い額となっていた。また、第2回変更契約は当初契約の契約期間満了後に締結されていた。</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等） ○ 事業団は、施設の安全面に万全を期するため、北杜市や県と公署防協定を締結しており、異常検知に対しては、地域住民の不安を取り除くため、1日でも早く原因究明の調査をしなければならなかった。このため、入札手続きに時間を費やすことは、地域住民の理解を得られないことから変更契約で対応することとした。併せて、</p>

<p>・ 埋立等管理業務には、場内における搬入路の整備や覆土の調整など土木的作業が含まれており、調査に伴う掘削等も同種の業務であること。 ・ 既に埋立地内で重機等の資機材を使用しており、速やかに調査業務に着手できる体制が整っていること。 ・ 平成22年11月の時点では、調査が長期化することを想定しておらず、年度内の埋立再開を想定していたこと。 ・ などもあり、埋立等管理業務の受託業者と変更契約を締結した。 ○ 結果として、異常検知の原因特定などに予想を超える日数を要し、最終的な契約額も当初の約4倍となってしまうものである。 ○ 第2回変更契約については、相手方とは期間満了前の3月28日に協議を行い、期間更新の合意をしていた。 変更契約日が期間満了日の翌日となったのは、変更契約の内容が新年度の予算を伴うものであったため、新年度である契約期間満了日の翌日に契約を変更したものである。 ○ 事業団では、今回の監査委員の指摘を踏まえ、今後は会計規程に基づき、適切な会計処理に努めていく。</p>	<p>埋立等管理業務には、場内における搬入路の整備や覆土の調整など土木的作業が含まれており、調査に伴う掘削等も同種の業務であること。 ・ 既に埋立地内で重機等の資機材を使用しており、速やかに調査業務に着手できる体制が整っていること。 ・ 平成22年11月の時点では、調査が長期化することを想定しておらず、年度内の埋立再開を想定していたこと。 ・ などもあり、埋立等管理業務の受託業者と変更契約を締結した。 ○ 結果として、異常検知の原因特定などに予想を超える日数を要し、最終的な契約額も当初の約4倍となってしまうものである。 ○ 第2回変更契約については、相手方とは期間満了前の3月28日に協議を行い、期間更新の合意をしていた。 変更契約日が期間満了日の翌日となったのは、変更契約の内容が新年度の予算を伴うものであったため、新年度である契約期間満了日の翌日に契約を変更したものである。 ○ 事業団では、今回の監査委員の指摘を踏まえ、今後は会計規程に基づき、適切な会計処理に努めていく。</p>	<p>の在高と帳簿残高を照合しなければならぬ。」とあるが、現金在高と帳簿残高との照合は、現金払出日及び現金補填日に実施されており、毎日の照合が行われていなかった。 ○ 廃棄物最終処分場設置市町村助成金交付要綱に基づく北杜市への助成金支出について、平成22年度と23年度の収支計算書の計上金額が支出金額と相違していた。(北杜市からの実績報告で確定した22年度の助成金額が交付決定額より1,427千円減額となったが、収支計算書に減額前の金額を計上したため、23年度の決算において、収支計算書の助成金支出額を調整していた。なお、北杜市への助成金は正当金額にて支出されていた。) 23/3期 (調) 26,206千円 (正) 24,779千円 24/3期 (調) 16,436千円 (正) 17,863千円</p>
<p>(指導事項) ○ 自動車の購入において、予定価格調書が作成されていないかった。また、契約書(注文書)に記載された納車日より後に納入されていた。</p>	<p>○ 3月30日に納入されたが、陸運事務所からの登録番号(ナンバープレート)の交付が夜になってしまったため、検収を翌日に行った。 予定価格調書については、急務を要したため、作成しないまま、契約事務を行ってしまったが、今後は、事業団の会計規程に基づき、適正に事務処理を行うよう対応する。</p>	<p>(意見) 事業団の経営については、平成23年度決算において、センサーが漏水検知システムの異常検知の原因究明調査等により長期間の搬入停止状態にあったことから、県からの補助金を除いた事業活動に伴う実質的な収益は、5億5千4百万円余の赤字となるなど厳しい財務状況となっている。 事業団の経営改善に向けては、平成24年2月に改革プランが策定され、運営費のコスト削減やセンサーの廃棄物搬入確保対策など事業損失額の改善に向けた取り組みを行ってきた。しかし、昨年12月に再び漏水検知システムに異常が検知されたことにより廃棄物搬入が停止し、再開の見通しは立っていない。 今後、速やかに異常検知の原因を究明し、センサーの適切な管理運営に努められたい。</p>
<p>○ 固定資産台帳に不備があった。①固定資産台帳とされているものは、減価償却の計算表となっており、各資産毎の取得年月日・償却累計額等の明細が分かるものではない。②平成24年3月31日取得の車両1,240,000円が固定資産台帳に記載されていないかった。(財産目録には記載あり) ○ 当事業団会計規程第17条第1項に「出納員は、現金については毎日現金出納終了後、そ</p>	<p>○ 土地については、「固定資産台帳(土地)」を作成していたが、建物等については、減価償却計算表でも固定資産の管理ができなく、計算表に基づき資産管理を行ってきたが、指導により、速やかに固定資産台帳の整備を行った。 ○ 今後、会計規程の改正を行い、これまでの月末の出納員による確認に加え、毎日、</p>	<p>出納事務担当者が現金在高と帳簿残高の照合を行うこととする。 ○ 平成22年度の北杜市への助成金については、決算確定前に北杜市に何度も確認を行ったが、決算の確定後に、北杜市から助成金減額の報告があったため、収支計算書上の支払額と、実際に支払うべき金額に相違が生じてしまった。また、相違した額について、平成23年度の助成金で調整する会計処理を行った。 今後は、事業団の会計規程に基づき、適正な会計処理を行うように対応するとともに、このような事態を招かぬよう制度の改正を行うこととする。</p>
	<p>監査対象団体 公益財団法人 やまなし産業支援機構 所管 産 業 局 産業労働部 監 査 実 施 日 平成24年9月4日、5日、10月29日 監 査 の 結 果 詳した措置(又は今後の方針等)</p>	<p>(指導事項) ○ 役員の岩手県出張の際の旅費支給において、行程が片道601キロ以上であったが往復割引の適用がなされていなかった。 ○ 満期保有目的の有価証券については、財務</p>

計監査人の指導と併せて、明瞭な評価方法を検討する。

諸表に対する注記の重要な会計方針において、「重要性がないため、償却原価法による取得価格をもって帳簿価格とする」としている。しかし、額面金額と帳簿価格との差額は6,303,002円と大きく、決して重要性が乏しいとはいえない。したがって、従来どおり、償却原価法で処理すべきである。

○ 設備貸与事業に係る債権について、正常債権から破綻債権まで4分類し、分類に応じた回収不能予定額を貸倒引当金として計上している。しかしながら、条件変更により割戻返済元金を全額から半額程度猶予した債権や条件変更満了後に延滞している債権等が正常債権に分類されている例があり、引当金不足が想定されることから、実態に見合った分類が必要である。

○ 財団職員に対する貸付制度に以下の不備があった。①住宅新築資金の貸付1件において、厚生資金貸付規程第9条第2項に規定された建築確認通知書の写しが提出されていなかった。②借用証書2件に契約日の記載漏れがあった。

○ 会計規程第27条によれば、資金前渡しの請求は資金前渡請求書によるとされているが、実際の資金前渡の事務においては資金前渡請求書が作成されていなかった。

○ 会計監査人委託契約において、予定価格調書が作成されていなかった。また、契約書に印紙が貼付されていなかった。

○ 平成23年度の財務諸表において未払法人税、未収還付消費税が計上されていないが、会計規程第5条に従い、発生主義により計上すべきである。

○ 正味財産増減計算書内訳表の商品販売収益と商品仕入入について、商品販売収益は法人会計に計上されているのに対し、商品仕入は公益事業会計と収益事業会計に計上されており、対応がとれていない。また、商品販売について、公益目的事業に該当しないものは法人税法上の収益事業として法人税の申告対象とすべきである。(なお、繰越欠損金があるため追加の納付税額は生じない。)

○ 現在、上部団体である全国取引振興協会とともに「債務者区分」や「自己査定」の見直しをしており、平成24年度中に新たな基準に基づいた債務者区分を実施する。また、貸倒引当金については、金融機関の一般的な目安率から、予想損失額に相当する額を計上する方法へ変更する。

○ 今後は厚生資金貸付規程に基づき適正な事務処理を行うとともに、記載漏れが無いよう、確認体制の強化を図っていく。

○ 会計規程に則り、資金前渡請求書を作成していく。

○ 予定価格調書については、今後、規程に基づき適正に処理を行っていく。また、印紙の有無についても、今後は確認を強化する。

○ 財団の会計監査人の指示により、計上する方向で検討している。

○ 平成24年度決算から収益事業会計に商品仕入と商品販売収益を計上するとともに、法人税の申告対象として申告を行う。

監査対象団体	財団法人 山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター
所 管 部 局	観光部
監 査 実 施 日	平成24年9月11日
監査の結果	

(指導事項)
○ 現金の管理について不適切な事務処理があった。①平成24年3月末(決算時)に実施した小口現金の振替処理(月中使用現金を補填)が、現金出納帳には4月1日の処理と誤記入されていた。②現金出納帳及び総勘定元帳の小口現金を補填した日付が伝票起票日のため、普通預金通帳の入出金した日付と一致していなかった。③両替金及びその他現金について、会計規程第7条に規定された現金出納帳が作成されていなかった。

○ センター内で使用するために購入した郵便切手の期末残高が、資産計上されていなかった。

○ 昇降機点検業務について、平成16年度に随意契約を締結し、その後自動更新条項により業務を継続していた。また執行向いに随意契約の理由が記載されていなかった。

○ システムサーバー及び無停電装置をリースしているが財務諸表の重要な会計方針として、リース取引の処理方法についての注記がなかった。

○ 平成24年度決算から資産計上する。

○ 平成25年度から点検業務を行う事業者については、指名競争入札を行い、契約を締結した。

○ 平成24年度決算から処理方針について、財務諸表に対する注記を記載する。

監査対象団体	財団法人 山梨県郡内地域地場産業振興センター
所 管 部 局	観光部
監 査 実 施 日	平成24年9月12日、11月22日
監査の結果	
(指導事項)	○ 建物について、平成10年4月開始事業年度より耐用年数は65年から50年になったが、65年で償却しており、32,262,562円減価償却不足となっていた。
	○ 平成24年度決算において、耐用年数を50年で再計算する。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県馬事振興センター
所 管 部 局	農政部
監 査 実 施 日	平成24年9月13日
監査の結果	
(指導事項)	○ 職員に物品要求書の提出について周知徹底し、現在はずべての物品購入が物品要求書に基づき行われている。
	○ 報酬支払い時に源泉所得税額の徴収がされ

○ 職員に物品要求書の提出について周知徹底し、現在はずべての物品購入が物品要求書に基づき行われている。

○ 報酬支払い時に源泉所得税額の徴収がされ

<p>○ 貸借対照表におけるII正味財産1指定正味財産合計（うち特定資産への充当額）の記載金額に誤りがあった。</p>	<p>○ 再点検を実施したところ、単純な計算ミスであることが判明したため、25年3月に開催された理事会・評議委員会に報告し、承認を得た後、関係機関等に訂正の通知を行った。</p>
---	---

<p>監査対象団体 株式会社 富士グリーンテック</p>	
<p>所 管 部 局 県土整備部、教育委員会</p>	
<p>監査実施日 平成24年9月21日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p>
<p>(指導事項)</p> <p>○ 基本協定書に基づき山梨県又は山梨県教育委員会の承認を受けずに、御勸使南公園及び飯田野球場の管理業務の一部を再委託していた。</p> <p>○ 御勸使南公園の清掃管理業務を再委託しているが、再委託先との委託契約において契約書が作成されていないものがあった。</p> <p>○ 専任職員の人件費につき、月額給与と月額給与に係る社会保険料は事業報告書の管理業務に係る収支決算に計上しているが、賞与と賞与に係る社会保険料については計上していなかった。</p>	<p>○ 平成25年度事業計画において、再委託する業務を記し承認を得るようにした。また、事業計画で再委託を承認されている以外の業務で再委託が必要となった時は、基本協定書第7条第1項に基づき随時承認を得てから再委託をする。</p> <p>○ 平成24年10月に契約書の締結を行い是正した。</p> <p>○ 賞与と賞与に係る社会保険料は、本社の工事共通経費に計上されていたが、平成24年度以降は事業報告書における人件費の項目に記入する。</p>